

肢体不自由のある幼児児童生徒への学習機会や体験の確保に関する合理的配慮の検討 —インクルーシブ教育システム構築支援データベースの実践事例の検討を通して—

徳永亜希雄*・田中浩二**

Reasonable accommodation related to opportunities of learning and experiences
dimension for students with physical disabilities: Based on the consideration of
the practical case reports from the Inclusive Education System Construction
Support Database

Akio Tokunaga, Koji Tanaka

I. はじめに

2006年に国連総会にて採択された障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約と略記）について、我が国は2007年に署名し、その後、批准に向けた国内法整備等が行われた。教育分野においては、インクルーシブ教育システムについての検討がなされ、その検討結果として、2012年、中央教育審議会初等中等教育分科会は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、中教審報告と略記）を公表した。

障害者権利条約の中で示された重要な概念の1つは「合理的配慮」である。中教審報告では、障害者権利条約での合理的配慮について、教育分野においては、基礎的環境整備と合理的配慮という二つの考え方で説明された。本報告において、合理的配慮は、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことである、とされた。また、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの、とされた。

また、基礎的環境整備についての説明、及び合理的配慮との関係については、次のように記された。

「障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、『合理的配慮』の基礎となる環境整備であり、それを『基礎的環境整備』と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。」

この基礎的環境整備について、中教審報告では、8項目に分けて現状と課題が整理された。合理的配慮については、個別の状況に応じて提供されるものであり、これらを具体的かつ

*横浜国立大学 **東京成徳短期大学

網羅的に記述することは困難であるが、提供するに当たっての観点として、教育内容・方法、支援体制、施設・設備について類型化され、以下の合計 11 項目の観点例が示された。また、それらについては視覚障害他、合計 10 の障害種ごとに例示がなされた。

- ①学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ②学習内容の変更・調整
- ③情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ④学習機会や体験の確保
- ⑤心理面・健康面の配慮
- ⑥専門性のある指導体制の整備
- ⑦幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ⑧災害時等の支援体制の整備
- ⑨校内環境のバリアフリー化
- ⑩発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ⑪災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

筆者らは、これまで、文部科学省の事業を踏まえた合理的配慮事例が掲載された、国立特別支援教育総合研究所によるインクルーシブ教育システム構築支援データベース(以下、「インクル DB」)の実践事例を用いて、WHO(世界保健機関)の ICF-CY(International Classification of Functioning, Disabilities and Health Children and Youth version, 国際生活機能分類児童版)の分類カテゴリーとの適合性を検討し、合理的配慮の ICF-CY の分類カテゴリーのセット(コアセット)について検討を進めてきた(堺他, 2018; 堺他, 2019)。

徳永他(2020)は、中教審報告における観点の一つ、心理面・健康面の配慮に関する障害種別の例示においては、心理面と健康面の二つの面での記述はあるが、肢体不自由においては、健康面への言及があるものの、心理面についての言及が読みとれないことに着目し、インクル DB の実践事例をもとに、心理面に関する具体的な内容について検討を行った。その結果、記述内容は、「不安の軽減に関すること」、「心理的緊張の緩和に関すること」、「自信や自己肯定感の醸成に関すること」、「休憩の機会の確保に関すること」、「友人関係構築支援や所属感等の醸成に関すること」の五つの概念に整理できることを報告した。併せて、それらは肢体不自由がある中での育ちに関連したもの、肢体不自由を含めた重複障害があることに関連したもの、交流及び共同学習という文脈を踏まえたものと考えられることを報告した。

肢体不自由については、現行特別支援学校学習指導要領において、教科指導を行う上での留意点として「体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。」と指摘されている(文部科学省, 2017a)。また、その理由として、「身体の動きに困難があることから、様々なことを体験する機会が不足したまま、言葉や知識を習得していることが少なくない。そのため、言葉を知っていても意味の理解が不十分であったり、概念が不確かなまま用語や数字を使ったりすることがある。」(文部科学省, 2018)とある。

体験的な学習については、前学習指導要領の解説においても「身体の動きに困難がある

ことから、様々な体験をする機会が不足しがちであり、そのため表現する意欲に欠けたり、表現することを苦手としたりすることが少なくない」（文部科学省（2009））と指摘されているが、現行学習指導要領全体の改訂の基本的な考え方の一部に「体験活動の重視」が挙げられていることから、肢体不自由のある幼児児童生徒が体験活動を行う上での配慮はますます重要となっているといえる。

前述の肢体不自由児への教科指導における留意点について、現行学習指導要領解説（文部科学省，2018）では「具体物を見る，触れる，数えるなどの活動や，実物を観察する，測る，施設等を利用するなどの体験的な活動を効果的に取り入れ，感じたことや気付いたこと，特徴などを言語化し，言葉の意味付けや言語概念等の形成を的確に図る学習が大切になる」と指摘されている。一方，中教審報告における合理的配慮の観点例「学習機会や体験の確保」の肢体不自由分野では，「経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については，一緒に参加することができる手段等を講じる。（新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする，車いす使用の子どもが栽培活動に参加できるよう高い位置に花壇を作る 等）」と例示されている。これらの記述は，肢体不自由児への指導において，体験学習等に関する留意をした上で，必要に応じて提供する合理的配慮として，学習機会や体験の確保を考える際の参考資料としては，必ずしも十分とはいえないと考えられる。

そこで，本研究では「学習機会や体験の確保」に焦点を当て，インクル DB に掲載された肢体不自由のある幼児児童生徒の実践事例をもとに，具体的にどのように合理的配慮の内容が提供されているのか，検討することを目的とした。

Ⅱ．方法

1．対象

インクル DB の実践事例Ⅰ（平成26年7月～平成30年8月）に掲載された実践事例データ計376件のうち，「対象児童生徒等の障害種」として「肢体不自由」に該当する事例53件を対象とした<アクセス日2019-9-25～2019-9-27>。また，それらの実践事例において，「学校における合理的配慮の観点」11項目のうち「学習機会や体験の確保」として記述された内容を対象とした。

2．分析対象の抽出と分析の方法

「学習機会や体験の確保」として記述された内容について，内容のまとまりごとにカテゴリー化し，概念を生成した。また，生成された概念のもととなった実践事例の属性（学校段階別，在籍学校，障害種）について単純集計を行い，それぞれ比較を行った。なお，これらの一連の作業にあたっては，特別な支援を必要とする子どもへの保育・教育実践経験のある2名の大学教員の合議によって行い，妥当性を確保するようにした。

Ⅲ．結果

1. 分析対象の概要

対象とした事例 53 件中、全ての事例に「学習機会や体験の確保」の記載が見られた。これらの学校段階別の構成は、幼児 1 件、小学生 32 件、中学生 16 件、高校生 4 件であった。当該幼児児童生徒の在籍学校等の構成は、幼稚園 1 件、小学校 24 件（内、通常の学級のみ 2 件、通常の学級及び通級による指導 1 件、特別支援学級 21 件）、中学校 11 件（内、通常の学級のみ 1 件、特別支援学級 10 件、高等学校 1 件、特別支援学校 16 件（内、小学部 8 件、中学部 5 件、高等部 3 件））であった。当該幼児児童生徒の障害種としては、肢体不自由のみが 21 件、肢体不自由を含む複数の障害が 32 件であった。

2. 生成された概念

実践事例 53 件の記述内容を分析した結果、「行事への参加に関すること」、「集団活動の確保に関すること」、「体験的な学びの機会に関すること」という三つの概念が生成された。それぞれの詳細は以下の通りである。

（1）行事への参加

53 事例中 35 件において、行事への参加に関する記述が見られた。交流及び共同学習の文脈での運動会や合唱コンクール、社会科見学等の行事に参加させるための取組が見られた。具体的なものとしては、以下のような記述が見られた。

「運動会では、学年・全校の演技・競技全てに参加することができた。昨年度の経験をもとに無理な運動はないかを A 児と確認・相談した。練習でできたことを認め、褒めながら目標を設定し、練習に取り組ませた。50m 走では、タイムを縮めることを目標にして取り組んだ。当日は目標タイムをクリアできて、本人も喜んでいた。」

「日頃合唱を聴く機会がないため、できるだけ多くの合唱を鑑賞できるように、D 中学校で行われる合唱コンクールの日に 2 回目の居住地校交流を設定した。合唱コンクールは、本番の合唱の鑑賞はもちろん、練習の中でも A 生徒が感想を述べる場面を設定することで、コンクールに向けて頑張っている生徒たちとの一体感を味わうことができた。」

これらの学校段階別の構成は、幼児 1 件、小学生 19 件、中学生 13 件、高校生 2 件であった。当該児童生徒の在籍学校等の構成は、幼稚園 1 件、小学校 16 件（内、通常の学級のみ 1 件、通常の学級且つ通級の指導 1 件、特別支援学級 14 件）、中学校 9 件（全て、特別支援学級）、高等学校 1 件、特別支援学校 8 件（内、小学部 3 件、中学部 4 件、高等部 1 件）であった。当該幼児児童生徒の障害種としては、肢体不自由のみが 10 件、肢体不自由を含む複数の障害が 25 件であった。

（2）集団活動の確保

53 事例中 21 件において、集団活動の確保に関する記述が見られた。集団を確保し、とともに学ぶ緊張を緩和させるための配慮内容としては、集団を確保するようにする、一緒に取り組む活動を取り入れる等があった。具体的には以下のような記述が見られた。

「学校行事『Cっ子まつり』では、『準備をしよう』の学習において、係決めなど集団活動の良さを体験できる学習に参加した。」

「交流学級で朝の会や帰りの会を行うことは、A児が交流学級で友達と関わり合うのに有効な時間であり、入学前に保護者と話し合い、合理的配慮事項の一つとして設定したことである。」

「全校行事の体育大会と授業参加の2回を実施し、学校全体の大人数で行う活動と、学級単位での学習を経験できるような取組を設定した。」

それらの学校段階別の構成は、小学生13件、中学生6件、高校生2件であった。当該児童生徒の在籍学校等の構成は、小学校11件（通常の学級1件、特別支援学級10件）、中学校4件（全て特別支援学級）、高等学校1件、特別支援学校5件（内、小学部2件、中学部2件、高等部1件）であった。当該児童生徒の障害種としては、肢体不自由のみが8件、肢体不自由を含む複数の障害が13件であった。

（3）体験的な学びの機会の設定

53事例中30件において、体験的な学びの機会の設定に関する記述が見られた。普段できないような体験、障害のない子どもと同様の体験、自分で考えて決定する体験等の配慮に関する記述があった。具体的には以下のような記述が見られた。

「運動場で大集団での粗大運動という肢体不自由教育特別支援学校では余り体験できない活動を行うことができた。」

「運動会では、学年・全校の演技・競技全てに参加した。徒競走で、A児が走るコースについては、転倒する恐れがあるコーナーを避けて、コースの調整を行った。表現演技では、練習時に、無理な動きはないかを本人と確認・相談し、移動距離の短縮や動きの簡略化などを行った。」

「調理や工作、野菜づくりの様々な活動を通し、豊富な体験ができるようにすると同時に、自ら考え実行に移す体験ができる活動を設定することにより、自己判断や自己選択の機会を増やす配慮を行っている。」

それらの学校段階別の構成は、小学生18件、中学生10件、高校生2件であった。

当該児童生徒の在籍学校等の構成は、小学校11件（内、通常の学級のみ1件、特別支援学級10件）、中学校7件（通常の学級のみ1件、特別支援学級6件）、高等学校1件、特別支援学校11件（内、小学部7件、中学部3件、高等部1件）であった。当該幼児児童生徒の障害種としては、肢体不自由のみが14件、肢体不自由を含む複数の障害が16件であった。

3. 生成された概念のもととなった実践事例の属性の比較

本研究の対象実践事例全体と、生成された概念のもととなった実践事例の属性を比較し

た結果、表のとおり、「行事への参加」において、肢体不自由のみの事例よりも、肢体不自由に加えて他の障害種がある事例が有意に多かった。

区 分		障害種		P-Value ^注
		肢体のみ	肢体+他障害	
「行事への参加」	あり	10	25	.02*
	なし	11	7	
「集団活動の確保」	あり	8	13	.85
	なし	13	19	
「体験的な学びの機会の設定」	あり	14	16	.23
	なし	7	16	

注 χ^2 Test, $P^* < .05$

表 各概念間の障害種別の比較

IV 考察

1. 交流及び共同学習という文脈を踏まえた合理的配慮と配慮の多重構造

インクルーシブ教育システムにおいては、多様な学びの場の整備の必要性が指摘されており、在籍する学級又は学校以外での学びをする仕組みとしての「交流及び共同学習」は、特別支援学校教育要領・学習指導要領のみならず、幼稚園教育要領や小学校・中学校・高等学校学習指導要領においても、その推進の必要性が述べられている（文部科学省，2017a；2017b；2017c；2017c；2019）。また、中教審報告においては、基礎的環境整備8項目の一つとして位置付けられている。

今回生成された概念「行事への参加」、「集団への参加」のもととなった実践事例の多くが、障害のない子どもとともに学ぶ交流及び共同学習の文脈で記述されたものであった。徳永他(2020)は、肢体不自由のある幼児児童生徒への心理面での合理的配慮を考えていく際には、インクルーシブ教育システムにおける交流及び共同学習での文脈での報告が多いことを踏まえ、そのことを踏まえて検討する必要性を指摘しているが、「学習機会や体験の確保」に関する合理的配慮に関する記述も同様であった。

このことを踏まえ、2点を指摘したい。第一に、心理面の合理的配慮と同様に、交流及び共同学習での文脈を踏まえて「学習機会や体験の確保」を検討する必要性についてである。第二に、「学習の目的達成のための配慮のための配慮」という多重構造についてである。実践事例においては、「学習機会や体験の確保」が配慮ではなく、目的的に記述されているものも散見され、そのためのさらなる合理的配慮に関する記述も読み取れた。例えば、「運動会のリズムダンスは歩行器を使い、入場、退場、途中の隊形変化のための移動距離を短くしたり、近くにキーパーソンがいるようにしたりする調整をした。」や「校外学習や修学旅行では、自己導尿の場所の確保や看護師が同行するなどして、A生徒が他の生徒と同一の行程で活動できるようにした。」等の記述がそれらにあたる。これらの構造をどのように整理していくべきか、今後検討する必要がある。

2. 「学習機会や体験の確保」と自己肯定感の醸成

肢体不自由のある幼児児童生徒は、経験の乏しさが指摘されている（文部科学省，2017）。また、肢体不自由を含む障害のある幼児児童生徒は、経験が少ないことや課題に取り組んでもできなかった経験などから、自己に肯定的な感情をもつことができない状態に陥っている場合があり、その結果、活動が消極的になったり、活動から逃避したりすることがあるので、早期から成就感を味わうことができるような活動を設定や、自己を肯定的に捉えられるような指導の重要性が指摘されている（文部科学省，2017）。

今回生成された、学習機会や体験の確保に関する概念三つのうちの一つに「体験的な学びの機会の設定」というものがあった。実践事例の中には「交流学級での学習が増えたことで、友達との関わりが積極的になり、A児が自分から発表したり、友達に自分の気持ちを伝えたりすることが増えてきている。」、「生活科で飼育しているヤギのえさやり等の体験も喜んで参加している。A児は、担任や母親に自分がやりたいことやできることを伝えながら、積極的に学習に参加している。」といった、体験がその後の積極性を引き出している報告も見られた。設定した体験が前述の自信や自己肯定感の醸成にどのように結びついているのか、精査をする必要がある。

3. 「学習機会や体験の確保」と言語概念の形成等

現行特別支援学校学習指導要領においては、教科指導を行う上での留意点として「体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。」と指摘されている（文部科学省，2017）ことを先に述べた。今回の53事例においては「学習機会や体験の確保」と言語概念の形成等に関連づけた記述は見当たらなかった。対象とした事例は、前学習指導要領下での実践であることから、それらから、現学習指導要領の趣旨に合う知見をどのように導き出せばよいか、今後、さらに精査していく必要がある。

4. 生成された概念のもととなった実践事例の属性の比較

生成された概念のうち「行事への参加」において、肢体不自由のみの事例よりも、肢体不自由に加えて他の障害種がある事例が有意に多かった。大崎（2011）は、特別支援学校（肢体不自由）では、行事の際に、多様な子どもにあった課題設定がなされていることを指摘している。特別支援学校（肢体不自由）は、重複障害学級在籍率が他障害種に比べて高いことから、肢体不自由に加えて他の障害がある際は、特に行事への参加においては、特に配慮が必要とされていると考えられる。

5. 研究の限界性と今後の課題

今回、インクルDBに掲載された肢体不自由のある幼児児童生徒の実践事例を通して、

学習機会や体験の確保に関する合理的配慮の内容として、前述の三つの概念を生成するとともに、交流及び共同学習という文脈を踏まえた合理的配慮や、配慮の多重構造について検討の必要性、学習機会や体験の確保と自己肯定感の醸成や言語概念の形成等との関連の精査の必要性等が明らかになった一方で、限界性も見いだされた。徳永他（2020）は、肢体不自由のある幼児児童生徒の心理面に関する合理的配慮の具体的内容について検討した際、その限界性として、①事例数、②起因疾患による違い、③他の障害種との比較検討の必要性、④合理的配慮の内容が決定・提供されるまでのプロセスについて指摘しているが、学習機会や体験の確保に関する合理的配慮について検討した本研究についても同様のことがいえる。今後、検討を進める必要がある。

文献

- 中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）.
- 大崎博史（2011）. 我が国における「複数の種類の障害を併せ有する子どもの教育の枠組みと課題，国立特別支援教育総合研究所「特別支援学校における障害の重複した子ども一人一人の教育的ニーズに応じる教育の在り方に関する研究－現状の把握と課題の検討－」成果報告書，1-9.
- 堺裕・徳永亜希雄・田中浩二（2018）. 病弱・身体虚弱のある児童の心理面・健康面に関する合理的配慮 ICF-CY コアセット作成の試み：インクルーシブ教育システム構築支援データベースの実践事例と ICF-CY との適合性検討に基づいて. 帝京大学福岡医療技術学部研究紀要，13，9-19.
- 堺裕・徳永亜希雄・田中浩二（2019）. 脳性まひの児童のための学校における心理面・健康面に関する合理的配慮 ICF-CY コアセット作成の試み：インクルーシブ教育システム構築支援データベースの実践事例と ICF-CY との適合性検討に基づいて. 帝京大学福岡医療技術学部研究紀要，14，1-16.
- 徳永亜希雄・堺裕（2020）. 肢体不自由のある幼児児童生徒への心理面に関する合理的配慮の検討－インクルーシブ教育システム構築支援データベースの実践事例の検討を通して－，横浜国立大学教育学部紀要. 1，教育科学 3，142-151.
- 文部科学省（2009）特別支援学校学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部）
- 文部科学省（2017a）. 特別支援学校幼稚部教育要領，小学部・中学部学習指導要領.
- 文部科学省（2017b）. 幼稚園教育要領.
- 文部科学省（2017c）. 小学校学習指導要領.
- 文部科学省（2017d）. 中学校学習指導要領.
- 文部科学省（2018）特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）
- 文部科学省（2019）. 高等学校学習指導要領.

要旨

本研究では、肢体不自由のある幼児児童生徒への学習機会や体験の確保に関する合理

的配慮について検討するため、国立特別支援教育総合研究所によるインクルーシブ教育システム構築支援データベースに掲載された肢体不自由のある幼児児童生徒の実践事例の中で、心理面に関する合理的配慮の内容として、実際にどのような内容が提供されているのか、検討した。中央教育審議会初等中等教育分科会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」に示された学校における合理的配慮の観点 11 項目のうち「学習機会や体験の確保」として記述された内容のうち、肢体不自由児の心理面について記載のあった 53 事例の記述内容について、内容のまとまりごとにカテゴリー化を行った。その結果、「行事への参加」、「集団活動の確保」、「体験的な学びの機会の設定」の三つの概念が生成された。これらから、交流及び共同学習という文脈を踏まえた合理的配慮や、配慮の多重構造について検討する必要があること、学習機会や体験の確保と、自己肯定感の醸成や言語概念の形成等との関連を精査する必要があることが明らかになった。また、「行事への参加」においては、肢体不自由に加えて他の障害がある場合は特に配慮が必要と考えられた。

キーワード

肢体不自由 合理的配慮 学習機会や体験の確保

Abstract

This study aimed to examine reasonable accommodation related to opportunities of learning and experiences dimension for students with physical disabilities. We examined what kind of contents were actually provided in the practical case reports of students with physical disabilities published in the Inclusive Education System Construction Support Database by the National Institute for Special Needs Education. Among 11 viewpoints of reasonable accommodation indicated in the report of the Elementary and Secondary Education Subcommittee of the Central Education Council, we focused on description of students with physical disabilities described as “opportunity of learning and experience”. We extracted descriptions from them and categorized the contents into groups. As a result, concepts such as “participation to events”, “giving group activities”, “giving learning with experiences”, were generated. It was discussed that multi dimensions between reasonable accommodation in the context of exchanges and joint learning of children with disabilities and those non-disabled and other accommodation should be considered. The relevance of opportunity of learning and experience for self-reliance and language concepts should be considered. It is necessary to give reasonable accommodation for students with physical and other disabilities, when they join school events.

Key words

Students with physical disabilities, Reasonable accommodation, Opportunity of learning and experience